協議第36号

企画関係事務事業の取扱い(その1)について

企画関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会 会 長 岩 槻 健

協定項目

3 - (12) 各種事務事業の取扱い 企画関係事務事業の取扱い

- 1. 広報・広聴に関すること
- (1) 広報紙について

広報紙は月一回発行し、全戸配布する。

広報紙の名称は合併時に新町名を参考に決定する。

- (2) 広聴については、村岡町及び香住町で行っている取り組みをもとに合 併後に再編する。
- (3)行政放送については、既存の設備を利用して現行のとおり新町へ引き 継ぐ。
- 2. 地域情報化対策に関すること
- (1)ホームページについては、新町発足時に立ち上げる。
- (2)地域情報化計画については、合併後の住民生活の利便性向上、難視聴 地域解消、情報格差の是正、行財政運営の効率化を図るため、合併後に 速やかに策定する。
- 3. 交通対策に関すること
- (1)美方町域及び香住町域の自主運行バスの既存路線については、現行の とおり新町へ引き継ぐ。村岡町域については現行の福祉タクシー制度を 含めて合併後に検討する。
- (2)村岡町地方バス路線維持対策事業(町単)及び香住町地方バス維持確 保対策事業(町単)については、補助制度を現行のとおり新町へ引き継 ぐ。
- (3)鉄道・空港利用促進事業について

3町での取り組みを基に新町においてもJRの利用促進を図る。 但馬空港利用に係る助成内容と利用促進事業については、合併時に 再編する。

4. 若者定住対策に関すること

若者定住対策については、若者定住奨励金制度と空き家情報提供の現行 制度を見直し、合併後に再編する。